

参考資料



<現状>

- 北ふ頭は、奄美大島、喜界島、徳之島及び沖永良部を結ぶ離島定期航路の発着とクルーズ船が寄港するとともに、年間60万人が利用する「いおワールドかごしま水族館」がある。
- 岸壁は、フェリーあまみ（週3便）とフェリーきかい（週2便）が発着し、年間の取扱貨物量は約60万トン、乗降客数は約2万人（H30）となっている。また、クルーズ船においては、6隻が寄港し、約2千人（H30）の利用がある。
- 旅客ターミナルは、1階は奄美・喜界航路の乗降客に利用され、2、3階はイベントスペースとして活用している。
- 貨物上屋は、主に奄美・喜界航路の貨物倉庫として利用され、1号は9割程度、2号は全て利用されている。一方、4号上屋とその周辺の野積場は、港湾貨物の利用だけではなく、イベント用として、港湾のにぎわい機能の増進のためにも利用されている。
- 第1駐車場（167台）は、旅客や水族館利用者などに利用されており、土日は満車となることが多い。
- 平成30年度の民間提案公募及び対話では、桜島を眺める景観と水族館の集客力が魅力との考え方が示され、また、水族館と連携をイメージしたアミューズメント機能や既存のターミナルの空きスペースを活用したオフィス機能などが提案された。
- しおかぜ通り沿いに浮桟橋を整備しており、錦江湾遊覧船や遊漁船の利用や、マリンポートかごしまからのクルーズ客を乗せた小型船の運航も可能となっている。



参考資料



出典：NTTインフラネットの地形図を加工して作成

<土地概要>

○面積：約111,000㎡

<土地所有者>

○岸壁敷，緑地敷の一部：国 ○水族館敷：鹿児島市

○上記以外の敷地：鹿児島県

<港湾計画>

○港湾計画：ふ頭用地：約84,000㎡，
交流厚生用地：約15,000㎡，緑地：約12,000㎡

<埠頭保安規定 (SOLAS)>

○1号岸壁

<土地利用規制>

○港湾法分区指定：商港区（ふ頭用地）
修景厚生港区（水族館，緑地）

○都市計画法

- ・用途地域：準工業地域
- ・特別用途地区：第一種特定建築物制限地区

※ 港湾法（第58条）に基づき、臨港地区の分区が指定された区域においては、用途地域及び特別用途地区の規定は適用されない。

<用途規制>（建築可能な主な用途）

○商港区（ふ頭用地）

港湾施設：旅客待合所，倉庫等，
港湾関係の官公庁の庁舎，事務所

店舗（物品販売，飲食等）

宿泊施設（ホテル，旅館），中央卸売市場

○修景厚生港区（水族館，緑地）

福利厚生施設（港湾関係者のためのスポーツ施設，
レクリエーション施設）

公共公益施設（図書館，博物館，展示施設，展望施設等）

店舗（物品販売，飲食等），便益施設，
税関，海上保安部，港湾管理者等の庁舎等

<形態規制>

○容積率：200%，建ぺい率：60%，

床面積：1万㎡以内（都市計画法適用の場合）

○高さ：標高約35～約50m（鹿児島市景観計画）

参考資料



<現状>

- ウォーターフロントパークは、雄大な桜島と南北両ふ頭の活気ある港湾活動を眺めることができる良好な立地条件を活かし、安らぎを感じることができる緑地空間を創出することを目的とし、石畳や芝生のイベント広場、水辺や噴水のプロムナード、展望台などを整備している。
- 敷地内にある赤灯台（鹿児島旧港北防波堤灯台）は登録有形文化財となっている。
- 年間を通して各種イベントが開催され、4年ぶりに入場制限のない通常開催となったサマーナイト大花火大会は、新型コロナウイルス感染拡大前を上回る約15万人の来場者があった。
- 平成30年度の民間提案公募及び対話では、ほとんどの事業者が開発のポテンシャルを高く評価しており、広大な敷地を活かして、緑地空間を活かしたカフェやグランピング施設など比較的小規模なものから、飲食・物販・娯楽など多くの機能を盛り込んだ複合的で大規模な施設まで、幅広い計画が提案された。また、ラグジュアリーやリゾートと呼ばれる宿泊施設の立地に適しているとの評価もあった。



芝生広場



噴水のプロムナード



水辺のプロムナード



赤灯台



イベント開催状況

参考資料



<土地概要>

○面積：約38,000㎡

<土地所有者>

○緑地敷：鹿児島県

<港湾計画>

○港湾計画：緑地 約 36,000㎡
交流厚生用地 約 2,000㎡

<土地利用規制>

○港湾法分区指定：修景厚生港区（緑地）

○都市計画法

- ・用途地域：準工業地域
- ・特別用途地区：第一種特定建築物制限地区

※ 港湾法（第58条）に基づき、臨港地区の分区が指定された区域においては、用途地域及び特別用途地区の規定は適用されない。

<用途規制>（建築可能な主な用途）

- 修景厚生港区（水族館、緑地）
- 福利厚生施設（港湾関係者のためのスポーツ施設、レクリエーション施設）
- 公共公益施設（図書館、博物館、展示施設、展望施設等）
- 店舗（物品販売、飲食等）、便益施設、税関、海上保安部、港湾管理者等の庁舎等

<形態規制>

- 容積率：200%、建ぺい率：60%、床面積：1万㎡以内（都市計画法適用の場合）
- 高さ：標高約45m～約55m（鹿児島市景観計画）

参考資料

【現況写真（北ふ頭エリア）】



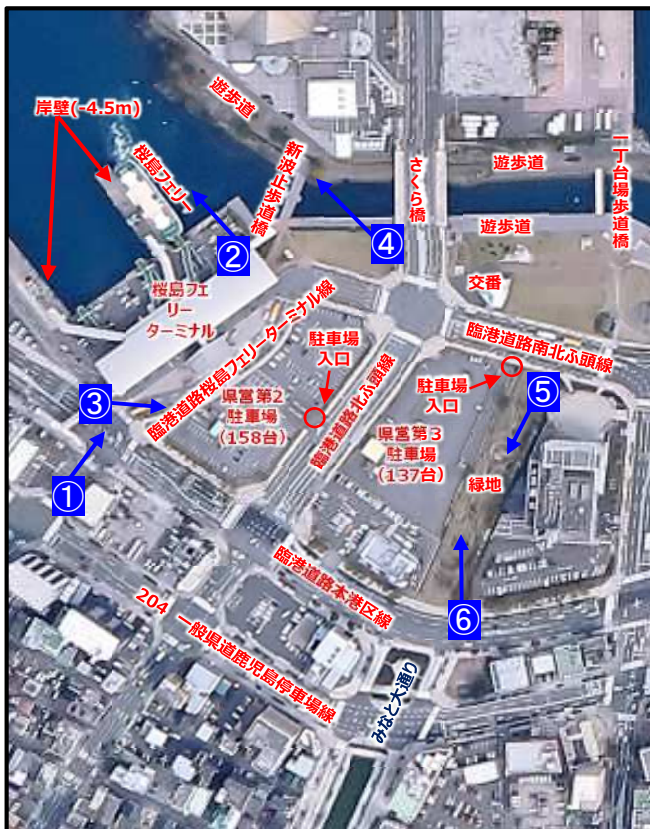
参考資料

【現況写真（南ふ頭エリア）】



参考資料

【現況写真（桜島フェリーターミナル周辺エリア）】

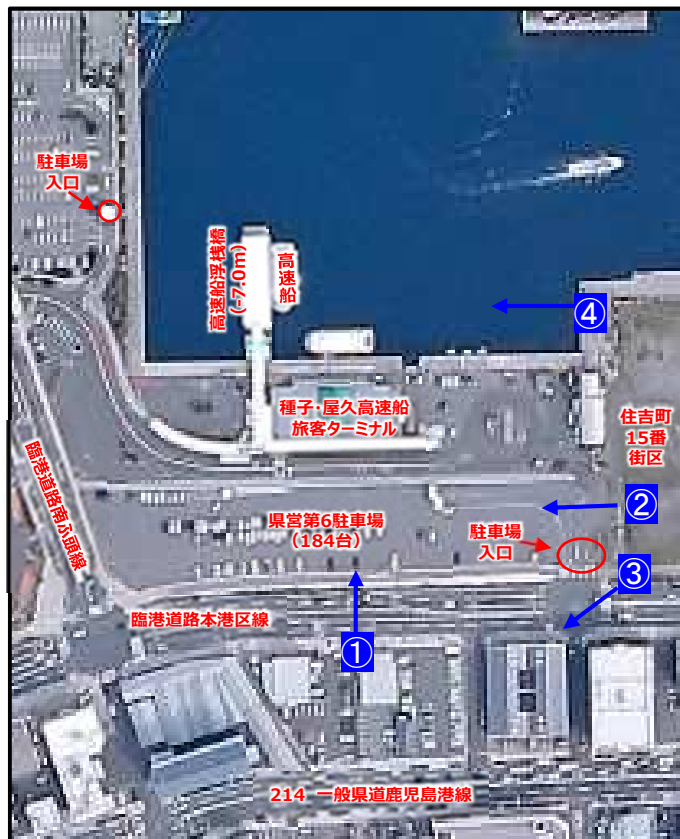


参考資料

【現況写真（ウォーターフロントパークエリア）】



参考資料



【現況写真（高速船ターミナル周辺エリア）】



参考資料

【現況写真（旧港湾合庁跡地エリア）】

